

兵庫県公報

令和8年5月8日 金曜日 第717号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

| | ページ |
|--|-----|
| 告 示 | |
| ○ 包括外部監査契約の締結（財政課） | 1 |
| ○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 2 |
| ○ 同 上（同） | 3 |
| ○ 土地改良区の定款の変更認可（同） | 3 |
| ○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産漁港課） | 3 |
| ○ 同 上（同） | 6 |
| ○ 同 上（同） | 7 |
| ○ 同 上（同） | 8 |
| ○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（水大気課） | 9 |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者 居住支援法人の指定（住宅政策課） | 9 |
| ○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（北播磨県民局） | 10 |
| 公 告 | |
| ○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告（税務課） | 10 |
| ○ 入札公告（県立神戸高等技術専門学院） | 10 |
| ○ 落札者等の公示（契約管理課） | 12 |
| ○ 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（北播磨県 民局） | 12 |
| 選挙管理委員会告示 | |
| ○ 平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正 | 13 |
| 教育委員会公告 | |
| ○ 随意契約の相手方等の公示 | 14 |
| 公安委員会規則 | |
| ○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 | 14 |
| 公安委員会告示 | |
| ○ 警備員指導教育責任者講習の実施 | 17 |
| 警察本部公告 | |
| ○ 入札公告 | 19 |

公布された法令のあらまし

◎兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（公安委員会規則第7号）

申請者の利便の向上を図るとともに業務の合理化を図るため、運転免許証又は免許情報記録の更新の申請について経由先を拡充すること及び警察署長を経由してすることができる申請、届出その他の手続を改めることに伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第440号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 遠藤 尚秀
 - (2) 住所 神戸市東灘区田中町3丁目13-5
- 2 契約の期間の始期
令和8年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
金12,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度として、契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額
- 4 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告書提出後支払い



兵庫県告示第441号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市東下土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|-------------------|
| 理事 | 西田 憲示 | 神戸市北区山田町福地字大蔵18番地 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|--------|-------------------|
| 理事 | 西田 ツネ子 | 神戸市北区山田町福地字大蔵18番地 |



兵庫県告示第442号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

神戸市小寺土地改良区

退任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|--------------------|
| 理事 | 清水 寛二 | 神戸市西区伊川谷町小寺362番地 |
| 同 | 金月 一夫 | 同 市同区伊川谷町小寺283番地 |
| 同 | 金月 隆尚 | 同 市同区伊川谷町小寺213番地 |
| 同 | 金月 利信 | 同 市同区伊川谷町小寺392番地の1 |
| 同 | 金月 茂穂 | 同 市同区伊川谷町小寺378番地 |
| 同 | 金月 茂晴 | 同 市同区伊川谷町小寺518番地 |
| 同 | 定連 仁 | 同 市同区伊川谷町小寺16番地の2 |
| 監事 | 金月 幸秀 | 同 市同区伊川谷町小寺317番地の1 |
| 同 | 清水 貞治 | 同 市同区伊川谷町小寺227番地の2 |

就任役員

| 役員の区分 | 氏名 | 住所 |
|-------|-------|--------------------|
| 理事 | 金月 一夫 | 神戸市西区伊川谷町小寺283番地 |
| 同 | 金月 隆尚 | 同 市同区伊川谷町小寺213番地 |
| 同 | 金月 利信 | 同 市同区伊川谷町小寺392番地の1 |
| 同 | 金月 茂穂 | 同 市同区伊川谷町小寺378番地 |

| | | | |
|-----|---------|---|------------------|
| 同 | 金 月 茂 晴 | 同 | 市同区伊川谷町小寺518番地 |
| 同 | 定 連 仁 | 同 | 市同区伊川谷町小寺16番地の2 |
| 同 | 小 西 弘 之 | 同 | 市同区伊川谷町小寺215番地 |
| 監 事 | 金 月 幸 秀 | 同 | 市同区伊川谷町小寺317番地の1 |
| 同 | 清 水 貞 治 | 同 | 市同区伊川谷町小寺227番地の2 |



兵庫県告示第443号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

五ヶ井土地改良区

退任役員

| | | |
|-------|---------|-------------------|
| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
| 監 事 | 岩 本 憲 一 | 加古川市加古川町河原320番地の1 |

就任役員

| | | |
|-------|---------|------------------|
| 役員の区分 | 氏 名 | 住 所 |
| 監 事 | 松 尾 博 之 | 加古川市加古川町大野1275番地 |



兵庫県告示第444号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

| | |
|----------|-----------|
| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
| 国岡土地改良区 | 令和8年4月10日 |



兵庫県告示第445号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|-----|--------------------|-------------|------|--------------|-----------|----|---------------|
| | 漁業種類 | 操業区域 (注) | 漁業時期 | 推進機関 の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む 者の資格 |
| 神戸市 | 手繰第2種漁業 こぎ網漁業 | 別記1の1 | 周年 | 別記2 | 5トン未 満 | 2隻 | 定めなし |
| | 手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業 | 別記1の1 | 周年 | | | | |

| | | | | | | | |
|----|------------------------------|--------------|---------------------------|----|----|----|----|
| | 手繰第2種漁業 いかなごばっち 網漁業 | 別記1の2及 び3 | 2月5日から 7月15日まで | | | | |
| | その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業 | 別記1の4 | 周年 | | | | |
| 西播 | 手繰第2種漁業 こぎ網漁業 | 別記1の5 | 周年 | 同上 | 同上 | 4隻 | 同上 |
| | 手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業 | 別記1の5 | 4月1日から 10月20日まで | | | | |
| | 手繰第3種漁業 そろばんこぎ網 漁業 | 別記1の6 | 4月1日から 11月20日まで | | | | |
| | 手繰第3種漁業 まんが漁業 | 別記1の7 | 10月20日から 翌年4月30日 まで | | | | |
| | その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業 | 別記1の8 | 4月1日から 12月31日まで | | | | |
| | | 別記1の9 | 6月1日から 12月31日まで | | | | |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和8年5月8日から同年6月8日まで
- 3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和10年3月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件
この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

| 地区 | 条件 |
|-----|--|
| 神戸市 | 別記3の1、3、4、6、7、8、9、10、11、14、15、17、22 |
| 西播 | 別記3の2、4、5、6、7、8、9、12、13、14、16、18、19、20、21、22 |

別記1 操業区域

- 1 神戸港第4突堤南東端より164度の線以西の神戸市海面及び同突堤南東端より164度の線以东の兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。
- 2 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延

長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。

- 3 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 4 大阪湾における禁止解除区域のうち操業区域の1
- 5 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 東播磨港高砂西防波堤灯台より225度の線以西、明石市明石城と小豆島星ヶ城を結んだ線以北の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 7 姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び東播磨港伊保灯台と赤穂市赤穂灯標（御前岩灯台）を結んだ線以北の区域を除く。
- 8 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以北の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域及び赤穂市取揚島、播磨灘北航路第7号、同第8号各灯浮標及び姫路市上島灯台を順次結んだ線以北の区域を除く。
- 9 播磨灘における禁止解除区域（淡路市江井崎突端、播磨灘航路第4号灯浮標、姫路市松島南端及び香川県小豆郡小豆島町金ヶ崎東端を順次結ぶ線以南の区域）のうち姫路市八木港西防波堤灯台より同市上島灯台を見通す線から赤穂市までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

別記3 条件

- 1 兵庫県、大阪府界から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）に至る間及び神戸港和田防波堤基部以西の最大高潮時海岸線、並びに神戸港第1防波堤及び同第6防波堤並びに同第1防波堤南東端と同第6防波堤基部を結ぶ線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 次のカ、キ及びエを順次結んだ2直線以内の海面並びにたつの市岩見、室津界以東の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面（ただし、上島を除く姫路市各島しよの周辺においては、最大高潮時海岸線から700メートル以内の海面）においては、操業してはならない。
 - ア たつの市地ノ唐荷島頂上
 - イ 赤穂市取揚島頂上
 - ウ 赤穂市鷗和と同市福浦との最大高潮時海岸線における境界点
 - エ 岡山県備前市鹿久居島東端
 - オ 岡山県備前市大多府島南端
 - カ オとアを結んだ直線の延長線とたつの市における最大高潮時海岸線との交差点
 - キ ウとイとを結んだ直線の延長線とオとアとを結んだ直線との交差点
- 3 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 4 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 5 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。ただし、手繰第3種漁業まんが漁業についてはこの限りではない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。
- 7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。

- 12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 14 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 16 手木と張木が一体をなす構造にあっては、金属製手木を使用してはならない。
- 17 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 18 手繰第3種漁業及び板びき網漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

| 期間 | 3月から4月まで | 5月から8月まで | 9月から10月まで | 11月から翌年2月まで |
|----|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 時間 | 午前5時から 午後7時まで | 午前4時から 午後8時まで | 午前5時から 午後7時まで | 午前6時から 午後6時まで |

- 19 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 20 そろばんこぎ網漁業のそろばん網（そろばん玉を付けた沈子網）は1本とし、そろばん網以外に鉄鎖等前沈子を使用してはならない。なお、そろばん網を弛ませて使用してはならない。
- 21 そろばんこぎ網漁業の金属製そろばん玉は、鋳物とし、次の規格以外のものを使用してはならない。

| 直径 | 本体中央部の肉厚 | 周縁部の肉厚 |
|-------------|--------------|--------------|
| 11センチメートル以下 | 1.5センチメートル以上 | 0.5センチメートル以上 |

- 22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



兵庫県告示第446号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|-----|----------------|-------------|----------|--------------|--------|----|---------------|
| | 漁業種類 | 操業区域 (注) | 漁業 時期 | 推進機関の 馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む 者の資格 |
| 神戸市 | いわし・いかなご船びき網漁業 | 別記1 | 周年 | 別記2 | 10トン未満 | 2隻 | 定めなし |

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月8日から同年6月8日まで

3 備考

- (1) 許可の有効期間
この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。
- (2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
 イ 午後3時から翌日午前4時までは操業してはならない。
 ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備 | |
|-------|---------------------|-------------|
| | 火船1隻当たりの設備容量 | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下 | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下 |

別記1 操業区域

大阪府、兵庫県界から神戸市、明石市界に至る兵庫県海面。ただし、神戸港及び尼崎西宮芦屋港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から尼崎沖埋立処分場南西端（北緯34度40分48秒、東経135度22分33秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

| | 推進機関の馬力数 |
|-----------------|---|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット若しくは旧漁船法馬力数15馬力以下 |
| 上記以外の船舶 | 110キロワット若しくは旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない |

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。



兵庫県告示第447号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、同法第57条第1項の農林水産省令で定める瀬戸内海機船船びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|----|---------------|-------------|---------------------|--------------|------------|----|---------------|
| | 漁業種類 | 操業区域 (注) | 漁業時期 | 推進機関 の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む 者の資格 |
| 兵庫 | さより 船びき網漁業 | 別記1 | 9月1日から 翌年5月31日まで | 別記2 | 10トン未 満 | 2隻 | 別記3 |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月8日から同年6月8日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和8年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 ア 網船（許可証記載の船舶）に動力船を連結して曳網（通称「さきこぎ」）してはならない。
 イ 他種漁業の操業を妨げてはならない。
 ウ 使用する火船の隻数及び当該火船の電気設備は、それぞれ次表に掲げる範囲内でなければならない。

| 火船の隻数 | 電気設備 | |
|-------|---------------------|-------------|
| | 火船1隻当たりの設備容量 | 1統当たりの総設備容量 |
| 2隻以下 | 集魚燈に使用する電球 500ワット以下 | 1,000ワット以下 |

別記1 操業区域

神戸地先海面。ただし、神戸港防波堤内（和田防波堤、同防波堤突端から第1防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から第6防波堤基部まで引いた線、同防波堤突端から第7防波堤西端まで引いた線、同防波堤、同防波堤東端から西宮防波堤西端まで引いた線と傍示川右岸突堤から175度の線との交点、同交点から傍示川右岸突堤まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）及び共同漁業権の区域を除く。

別記2 推進機関の馬力数

| | 推進機関の馬力数 |
|-----------------|---|
| 小型機船底びき網漁業との兼業船 | 48キロワット又は旧漁船法馬力数15馬力以下 |
| 上記以外の船舶 | 110キロワット又は旧漁船法馬力数35馬力以下。ただし、48キロワット（旧漁船法馬力数については15馬力）を超える機関については、瀬戸内海適合機関を使用しなければならない |

（注）「旧漁船法馬力数」とは、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。

別記3 漁業を営む者の資格

瀬戸内海機船船びき網漁業（漁業種類：いわし・いかなご船びき網漁業）の許可を受けた船舶を使用する者。ただし、現に許可を受けている者が、許可の有効期間の満了日到来のため、従前の許可の内容と同一の内容により改めて申請する場合は、この限りではない。



兵庫県告示第448号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める中型まき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区 | 制限措置 | | | | | | |
|------------|-------------------|-------------|------------------------|--------------|------------------|----|---------------|
| | 漁業種類 | 操業区域 (注) | 漁業時期 | 推進機関 の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む 者の資格 |
| 西播 (坊勢) | 中型まき網漁業 【暫定措置】 | 別記1 | 4月1日から 翌年2月末日 まで | 別記2の 1 | 5トン以上 15トン未満 | 6隻 | 定めなし |
| | | | | 別記2の 2 | 15トン以上 25トン以下 | 4隻 | |

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和8年5月8日から同月15日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和8年5月26日から令和9年5月25日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、別記3の条件を付けることがある。

別記1 操業区域

次の点ア、イ、ウ及びエを順次結んだ線以西の兵庫県海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

ア 高砂市、姫路市界

イ 姫路上島灯台

ウ 播磨灘航路第4号灯浮標

エ 香川県東かがわ市引田鼻灯台

別記2 推進機関の馬力数

1 670キロワットまたは旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）

160馬力以下

2 890キロワットまたは旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）

190馬力以下

別記3 許可又は起業の認可に付する条件

1 日没時から日出時に至る間は操業してはならない。

2 自動船舶識別装置（AIS）を備え付け、操業又は航行するときは当該電子機器を常時作動しなければならない。



兵庫県告示第449号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 指定する区域

伊丹市行基町一丁目5番、7番、11番、81番、90番1及び94番並びに二丁目14番の各一部

2 特定有害物質の名称

クロロエチレン、四塩化炭素、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第450号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第59条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

| 名称 | 住所 | 事務所の所在地 | 指定年月日 |
|---------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 株式会社キューブハウジング | 兵庫県尼崎市南初島町8番地24 | 兵庫県尼崎市南初島町8番地24 | 令和8年4月21日 |

兵庫県告示第451号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和8年5月8日

北播磨県民局長 梅田 孝雄

- 1 指定する貯水施設の所在地
加西市若井町字猪野80、同市北条町東高室字大谷656-1
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|----------|--------------|--------|
| 若井地区 | 加西市若井町418 | 柴本 仁司 |
| 北条町東高室地区 | 加西市北条町東高室830 | 佐井田 昌宏 |

- 3 指定する理由
地域の治水対策について特に必要があると認められるため。

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証及び免税証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証及び免税証は、紛失の日から無効とする。

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤 元彦

免税軽油使用者証

| 業種 | 記号・番号 | 有効期限 | 使用者の住所 | 交付県民局、 県民センター | 紛失年月 |
|----|---------|-----------|--------|------------------|--------|
| 農業 | A309686 | 令和10年6月3日 | 佐用町 | 西播磨県民局 | 令和8年2月 |
| 農業 | A309019 | 令和9年5月16日 | 丹波市 | 丹波県民局 | 令和8年3月 |

免税証

| 種類 | 用途 | 記号・番号 | 有効期限 | 枚数 | 免税証に記載された販 売業者の所在及び名称 | 交付県民局、 県民センター | 紛失 年月 |
|-----------------|----|---------------------------------|---------------|----|-----------------------------|------------------|----------------|
| 20 リットル 券 | 農業 | H10 5101195 ～ H10 5101229 | 令和8年 5月13日 | 35 | 丹波市氷上町横田627-1 伊丹産業 氷上給油所 | 丹波県民局 | 令和 8年 3月 |

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年5月8日

契約担当者

県立神戸高等技術専門学院長 森田 敬祐

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称 県立神戸高等技術専門学院 総合管理業務
 - (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 契約期間 令和8年6月1日から令和11年3月31日まで

(4) 履行場所 県立神戸高等技術専門学院 神戸市西区学園東町5丁目2番

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者であること。又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒651-2102 神戸市西区学園東町5丁目2番

県立神戸高等技術専門学院総務課 担当 相宅

電話 (078) 794-6630

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年5月8日（金）から同月14日（木）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年5月22日（金）午後2時

県立神戸高等技術専門学院 本館棟3階 向上訓練教室1

(4) 入札書等の提出期限

上記(3)の入札の日時及び場所に直接入札書等を提出すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年5月21日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額を、令和8年5月19日（火）午前11時までに納入すること。ただし保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第84条第1項第3号の規定に該当する場合（過去の契約実績の届出による）は、入札保証金を免除する場合がある。なお、入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入すること。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

令和8年5月8日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 認定番号 | 認定年月日 (令和年月日) | 公告対象区域 |
|-------------------|------------------|-----------------------|
| 第R08北播団連 0001号 | 8.4.30 | 兵庫県三木市志染町西自由が丘2丁目375番 |

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和8年5月8日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

1 老人ホームの表宝塚市の項中

「

| | |
|---------|-------------|
| オリーブ・宝塚 | 同 市光明町30-12 |
|---------|-------------|

」

を

「

| | |
|----------|----------------|
| オリーブ・宝塚 | 同 市光明町30-12 |
| グランポルト宝塚 | 同 市川面3丁目23番12号 |

」

に、

3 身体障害者支援施設及び保護施設の表宝塚市の項中

「

| | |
|-------------------------|--------------|
| 社愛福祉法人 希望の家 希望の家ワークセンター | 同 市安倉西3丁目1-5 |
|-------------------------|--------------|

」

を

「

| | |
|-------------------------|--------------|
| 社会福祉法人 希望の家 希望の家ワークセンター | 同 市安倉西3丁目1-5 |
| ななくさ厚生院 | 同 市東洋町3番15号 |

」

に、改める。

教育委員会公告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和8年5月8日

契約担当者

兵庫県立神戸特別支援学校長 市川 将人

- 1 随意契約に係る役務の名称及び数量
兵庫県立神戸特別支援学校スクールバス運行管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する事務所の名称及び所在地
兵庫県立神戸特別支援学校 神戸市北区大脇台10番1号
- 3 随意契約の相手方等を決定した日
令和8年3月4日
- 4 随意契約の相手方等の名称及び住所
神鉄バス株式会社 神戸市北区有野町唐櫃字山町1399番地の2
- 5 随意契約に係る契約金額
45,742,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札公告をした日
令和8年2月13日
- 8 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号による

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月8日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆雄

兵庫県公安委員会規則第7号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中

「

| | |
|---------------------|--|
| <p>別表第1の2に掲げる署長</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 免許証等更新申請（法第95条の6に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）又は高齢者講習を受講した者のうち、現に免許証のみを有しており、当該申請手続終了後も免許証のみを有することを希望する者に該当する者に係る申請に限る。） 2 法第108条の2第1項第11号（免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習の申請（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習であって、優良運転者に該当する者に係る申請に限る。） |
| <p>署長</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 免許条件付与等申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） 2 免許証等記載事項変更届出 3 免許証再交付申請 4 公安委員会報告 5 医師の届出 6 免許取消申請 7 運転経歴証明書交付申請 8 運転経歴証明書再交付申請 9 免許証返納 10 免許情報記録抹消 11 国外運転免許証返納 12 取消処分者講習の申請 13 限定解除審査の申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） 14 運転経歴証明書記載事項変更届出 15 運転経歴証明書返納 16 運転経歴情報記録事項変更届出 17 運転経歴情報抹消 18 第25条の2第1項の規定による紛失等に伴う保有状況変更申出 19 第25条の2第2項の規定による発見に伴う保有状況変更申出 |
| <p>別表第1の3に掲げる署長</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 免許証等更新申請のうち、優良運転者又は高齢者講習を受講した者で、次のいずれかに該当する者の申請 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者 (2) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者 2 免許証等更新申請（別表第1の4に掲げる地域に住所を有する者で住所地を管轄する署長を経由してする申請に限る。）のうち、法第95条の6に規定する一般運転者又は違反運転者で、次のいずれかに該当する者の申請 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望する者 (2) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者 |

」

を

「

| | |
|---------------------|--|
| <p>別表第1の2に掲げる署長</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 免許証等更新申請（法第95条の6に規定する優良運転者（以下「優良運転者」という。）又は高齢者講習を受講した者に係る申請に限る。） 2 免許証等更新申請（別表第1に掲げる地域以外の地域に住所を有する者で住所を管轄する署長を経由してする申請に限る。）のうち、法第95条の6に規定する一般運転者又は違反運転者等で、次のいずれかに該当するものの申請 <ol style="list-style-type: none"> (1) 現に免許証のみを有している者で、当該申請手続終了後に免許情報記録個人番号カードを有することを希望するもの (2) 現に免許情報記録個人番号カードを有している者 3 法第108条の2第1項第11号（免許証等の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習）に掲げる講習の申請（免許証等の更新を受けようとする者に対する講習であって、優良運転者に該当する者に係る申請に限る。） |
| <p>署長</p> | <ol style="list-style-type: none"> 1 免許条件付与等申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） 2 免許証等記載事項変更届出 3 免許証再交付申請 4 免許情報記録申請 5 法第95条の2第4項の規定による保有状況変更に係る免許証の返納の届出 6 法第95条の2第10項の規定による保有状況変更に係る免許情報記録の抹消の届出 7 法第95条の2第11項の規定による保有状況変更に係る免許証の交付の申請 8 公安委員会報告 9 医師の届出 10 免許取消申請 11 運転経歴証明書交付申請 12 運転経歴情報記録申請 13 運転経歴証明書再交付申請 14 免許証返納 15 免許情報記録抹消 16 国外運転免許証返納 17 取消処分者講習の申請 18 限定解除審査の申請（自動車等の運転について必要な技能に関する審査を伴うものを除く。） 19 運転経歴証明書記載事項変更届出 20 運転経歴証明書返納 21 運転経歴情報記録事項変更届出 22 運転経歴情報抹消 23 第25条の2第1項の規定による紛失等に伴う保有状況変更申出 24 第25条の2第2項の規定による発見に伴う保有状況変更申出 |

」

に改める。

別表第1の3及び別表第1の4を削る。

附 則

この規則は、令和8年5月11日から施行する。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第93号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月8日

兵庫県公安委員会

委員長 津田 隆雄

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和8年6月10日（水）から同月18日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間

イ 追加取得講習

令和8年6月15日（月）から同月18日（木）までの4日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和8年6月18日（木）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（施設警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（施設警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に施設警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

- ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事している者
- エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者
- オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上施設警備業務に従事している者

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和8年5月12日（火）から同月14日（木）までの間（午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨をそれぞれ通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和8年5月20日（水）から同月26日（火）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係において受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ロ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(1)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し

(ハ) 次に掲げるいずれかの書面

a 3の(2)のアに該当する者については、施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

b 3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

c 3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

d 3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

e 3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び施設警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及

び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は47,000円、追加取得講習は23,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は、返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

- (1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。
- (2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。
- (3) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (4) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課
電話 (078) 341-7441 内線3424
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166

警察本部公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年5月8日

契約担当者

兵庫県警察本部長 小西 康弘

1 調達内容

- (1) 件名
X線マイクロアナライザー付走査電子顕微鏡賃貸借
- (2) 契約内容
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和8年11月30日（月）
- (4) 契約期間
令和8年12月1日（火）から令和15年11月30日（水）まで
- (5) 納入場所
仕様書のとおり
- (6) 入札方法
上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課に申請し、開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 塩山
電話 (078) 341-7441 内線2216

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
令和8年5月8日（金）から同月22日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (3) 入札・開札の日時及び場所
令和8年6月17日（水）午前10時00分 兵庫県警察本部11階会計課別室

- (4) 入札書の提出期限
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和8年6月16日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額に予定月数を乗じて得た額）の100分の5以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の入札保証金を令和8年6月15日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の10以上の額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。）の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする契約保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。
また、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号。以下「財務規則」という。）に基づき免除する場合がある。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を令和8年5月22日（金）までに提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和8年6月24日（水））までであること。

- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、必要に応じて入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、前記1(1)の件名の総価及び内訳(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(8) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を賃貸借できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Konishi Yasuhiro, Chief of Hyogo Prefectural Police HQ

(2) Nature and quantity of the products to be contracted:

Scanning Electron Microscope with X-ray Micro Analyzer (leasing contract)

(3) Lease period:

From December 1, 2026 through November 30, 2033

(4) Lease place:

Hyogo Prefectural Police HQ and designated places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 May 22, 2026

(6) Deadline for tender:

17:00 June 16, 2026 by mail

10:00 June 17, 2026 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Shioyama, Finance Division, Hyogo Prefectural Police HQ

5-4-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8510

TEL (078)341-7441 Ext. 2216